

大通達甲（生企）第4号  
令和4年3月15日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

生活安全部生活安全企画課長 殿  
各 警 察 署 長

生 活 安 全 部 長

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく行政調査等の留意事項等について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）における行政調査に関する規定（法第12条の3及び第13条の2）及び調査を行う間における銃砲若しくはクロスボウ（以下「銃砲等」という。）又は刀剣類の保管に関する規定（法第13条の3）の趣旨及び内容、解釈並びに運用上の留意事項について下記のとおり定めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「銃砲刀剣類所持等取締法における行政調査等の留意事項等について」（平成30年3月2日付け大通達甲（生企）第5号）は、廃止する。

記

## 第1 行政調査に関する規定

### 1 報告徴収等（法第12条の3関係）

#### (1) 趣旨及び内容

銃砲等又は刀剣類による危害を予防するためには、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者（以下「所持許可者」という。）から必要な事項についての的確に報告を徴収して不適格者を発見し、排除する必要がある。そのため、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、銃砲若しくは刀剣類の所持許可者又は年少射撃資格者がそれぞれ許可又は認定を受けた後も、引き続き許可又は認定の基準に適合しているかどうかを調査するため、これらの者に対して必要な報告を求め、又は公安委員会の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができることとされている。

#### (2) 解釈

ア 銃砲等若しくは刀剣類の所持許可者又は年少射撃資格者が法第12条の3の規定による報告徴収（以下「報告徴収」という。）又は受診命令（以下「受診命令」という。）に応じない場合は、法第11条第1項第1号の規定による許可取消処分や法第11条の3第2項の規定による認定取消処分の対象となる。

イ 受診命令において公安委員会が指定する医師（以下「指定医」という。）は、欠格事由該当性の判断に関し、特に専門的な知識及び技能を有する者であることを前提としていることから、法第5条第1項第3号から第5号までに規定する者に該当する疑いがある旨の診断は行わず、その該当の有無について診断することになる。

なお、専門家である指定医による診断がある場合には、その事実の有無について相手方の意見を聞く実益に乏しいと考えられることから、法第12条の2の規定により、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規

定は適用されない。

また、報告徴収及び受診命令は、行政手続法第3条第1項第14号に該当するため、同法第2章から第4章の2までの規定は、適用されない。

### (3) 運用上の留意事項

#### ア 報告徴収等の書面による実施

報告徴収及び受診命令の実施に際しては、確実性及び正確性を期すため、報告徴収にあつては報告徴収書（第1号様式）により、受診命令にあつては受診等命令書（第2号様式）により行うこと。

なお、これらの実施に際しては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に規定する審査請求に関する手続及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に規定する取消訴訟に関する手続の教示が必要となることに留意すること。

#### イ 受診命令に係る診断書

指定医による診断結果を記載する診断書の様式は、第3号様式とする。

なお、指定医に対しては、当該診断書の様式が、「受診命令においては、指定医には法第5条第1項第3号から第5号までに該当するかどうかの診断が求められている」ことを関係団体に説明した上で作成したものである旨を十分説明し、その趣旨を踏まえた診断書を作成するよう協力を求めること。

#### ウ 報告徴収等に要する費用

報告徴収及び受診命令に要する費用は、銃砲等又は刀剣類の所持許可者が法により負う義務の履行に必要な経費であるため、相手方に全て負担させること。

#### エ その他

指定医の指定の基準、指定の期間等については、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年大分県公安委員会規則第6号）第14条その他別に定めるところによる。

## 2 公務所等への照会（法第13条の2関係）

### (1) 趣旨及び内容

公安委員会は、銃砲等又は刀剣類の所持許可の申請があつた場合、銃砲等又は刀剣類の所持許可者が欠格事由に該当するとの情報があつた場合等は、その者が欠格事由に該当するかどうかについて、公務所等に照会して調査することができることとされている。

なお、当該照会は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報を取り扱う事業者が当該照会に応じて個人情報を本人の同意を得ずに提供することは可能であり、また、医師等の守秘義務に違反するものではない。

### (2) 解釈

ア 法第13条の2の規定による照会（以下「照会」という。）を受けた者は、これに回答する義務がある。

イ 法第13条の2の「公私の団体」には病院、申請者の勤務先等が、「その他の関係者」には銃砲等又は刀剣類の所持許可等の申請者の親族、同居者、近隣居住者、病院等に属さない医師等が含まれる。

### (3) 運用上の留意事項

照会を書面により行うときは、銃砲等又は刀剣類関係事項照会書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「府令」という。）別記様式第75号）を用いて行うこと。ただし、照会の相手方が電話等の口頭による照会に応じる場合には、この様式を用いることを要しない。

なお、許可に必要な人的欠格事由の有無について審査を行う際に、市町村等に対し、前科照会等を行う場合は、別に定める様式を使用することができる。

## 第2 調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の保管に関する規定（法第13条の3 関係）

### 1 趣旨及び内容

公安委員会は、銃砲等又は刀剣類の所持許可者が欠格事由に該当する疑いがある場合は、その真否等を確認するため、受診命令、照会その他の方法による調査を行うこととなるが、調査を行っている間、当該銃砲等又は刀剣類をその者の管理下に置いておくことが危害予防上適当でない場合がある。そのような場合に、公安委員会は、当該所持許可者に対し、その者が所持する銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、調査を行う間、これを保管することができることとされている。

### 2 解釈

(1) 法第13条の3 第1項の規定による提出命令（後記(6)を除き、以下「提出命令」という。）の要件は、次に掲げるとおりである。

ア 所持許可者が人に暴行を加え、又はみだりに動物の殺傷その他の物の損壊をする行為をしたこと。

イ 前記アの行為その他の異常な又は粗暴な言動から判断して、当該所持許可者が法第5条第1項第3号から第5号まで又は第18号に該当する疑いがあると認められること。

ウ 当該所持許可者が法第5条第1項第3号から第5号まで又は第18号に該当するかどうかについて受診命令、照会その他の方法による調査を行う必要があること。

エ 前記ウの調査を行う間、当該所持許可者に当該許可に係る銃砲等又は刀剣類を保管させておくことが適当でないと認められること。

(2) 法第13条の3 第1項の「暴行」とは、人の身体に対する不法な有形力の行使をいう。

(3) 法第13条の3 第1項の「物」には、提出命令の対象となる所持許可者以外の者の所有物に限らず、当該許可所持者の所有物及び無主物も含まれる。

(4) 公安委員会は、所持許可者が欠格事由に該当しないことが明らかとなった場合又は銃砲等又は刀剣類を保管した日から起算して30日を経過した場合は、法第13条の3 第2項の規定により、保管した銃砲等又は刀剣類を速やかにその者に返還する義務を負う。

(5) 調査の結果、所持許可者が欠格事由に該当することが明らかとなったときは、既に保管している銃砲等又は刀剣類を法第11条第8項の規定により引き続き仮領置することとなるので、当該銃砲等又は刀剣類を返還する必要はない。

(6) 所持許可者が法第13条の3 第1項又は第3項の規定による提出命令に応じない場合は、法第11条第1項第1号の規定による許可取消処分及び罰則（法第35条第3号及び第4号）の対象となる。

なお、所持許可者がこれらの提出命令に応じない場合に、有形力を行使して銃砲等

又は刀剣類を提出させることはできない。

- (7) 提出命令は、行政手続法第13条第2項第1号に該当するため、聴聞又は弁明の機会の付与を行う必要はない。

なお、提出命令の実施に際しては、行政不服審査法第82条に規定する審査請求に関する手続及び行政事件訴訟法第46条に規定する取消訴訟に関する手続の教示が必要となる。

### 3 運用上の留意事項

#### (1) 仮領置の適用

前記2(1)の各要件を満たす場合であっても、法第11条第8項の仮領置を行うことができる場合は、積極的に仮領置を行うこと。

#### (2) 銃砲等又は刀剣類の保管及び管理

保管に際しては、提出された銃砲等又は刀剣類の状態を確認し、損傷等がある場合には、保管書（府令別記様式第76号）の「保管物件の種類及び特徴」欄に記載すること。

また、保管した銃砲等又は刀剣類は適切に管理すること。

#### (3) 保管書の交付

保管は、保管書を交付して行うこと。また、交付に当たっては、提出者に対し、返還に際して必要となるので当該保管書を大切に保管すべき旨を告知すること。

#### (4) 調査の実施

保管の期間は最長30日間と限られていることから、受診命令、照会その他の方法を活用して迅速かつ的確な調査に努めること。

#### (5) 保管物件の返還

返還に当たっては、保管書及び受領書（府令別記様式第40号）と引換えに行い、所持許可証等を提示させるなど、本人確認を十分に行うこと。

なお、所持許可者が行方不明であるなどの理由により銃砲等又は刀剣類を返還できない場合は、引き続き当該銃砲等又は刀剣類を管理し、返還が可能となった時点で返還すること。

#### (6) 仮領置への移行

既に保管している銃砲等又は刀剣類を引き続き仮領置する場合は、仮領置書（府令別記様式第38号）を交付し、保管を行う際に交付した保管書の返還を求めること。この場合においては、次の事項に留意すること。

ア 仮領置書の「提出者」欄には、保管に際して当該銃砲等又は刀剣類を提出した者の氏名等を記載すること。

イ 当該銃砲等又は刀剣類に係る保管書控の「処理結果」欄に、仮領置を行った旨及びその日付を記入すること。

なお、銃砲等又は刀剣類を提出した者が、保管書を紛失したなどの理由により保管書を提出できない場合は、その旨を仮領置書控の「処理結果」欄に記載すること。

（生活安全企画課保安係）

第1号様式

報 告 徴 収 書

第 年 月 日 号

住 所

殿

大分県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定により、次のとおり報告を求めます。

報告を求める理由	
報告を求める事項	
報 告 の 期 限	<p style="text-align: right;">午前</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">午後 時まで</p>
備 考	

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第2号様式

受 診 等 命 令 書

第 年 月 日 号

住 所

殿

大分県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定により、次のとおり指定する医師の診断を受けるべきこと及び当該診断の結果の報告を求めます。

受診を命ずる理由	
受診する指定医の氏名並びに勤務する病院の名称及び所在地	
報告の期限	<p style="text-align: right;">午前 時まで</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">午後</p>
備 考	

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第3号様式

診 断 書

住 所  
氏 名

年 月 日生

上記の者は、

- 1 統合失調症にかかっている者
- 2 そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）にかかっている者
- 3 てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害をもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者
- 4 1から3までのほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- 5 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（1から6までに該当する者を除く。）

する

に該当 ことを診断します。

しない

年 月 日

病院所在地

病院の名称

医師の氏名



備考 該当する□の中にレ印を付けること。